

議案第 62 号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,329,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,278,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	8,481,640	1,329,886	9,811,526
歳入合計	54,949,000	1,329,886	56,278,886

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	21,990,490	1,329,886	23,320,376
歳出合計	54,949,000	1,329,886	56,278,886

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,329,886				
1,329,886				

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	8,481,640	1,329,886	9,811,526
	2	国庫補助金	2,124,517	1,329,886	3,454,403
		1 総務費国庫補助金	91,040	1,329,886	1,420,926

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費 補助金	1,329,886	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	21,990,490	1,329,886	23,320,376	1,329,886	
	1	社会福祉費	6,998,858	1,329,886	8,328,744	1,329,886	
		1	社会福祉総務費	1,577,892	1,329,886	2,907,778	国庫支出金 1,329,886

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	2,147	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 1,329,886 (1) 低所得者支援及び定額減税補足給付金事業 (1,329,886)
3 職員手当等	2,607	
4 共済費	405	
8 旅費	92	
10 需用費	2,837	
11 役務費	8,943	
12 委託料	15,855	
18 負担金、補助及び交付金	1,297,000	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(950) 1,043	1,610,119	3,936,322	2,926,325	8,472,766	1,571,163	10,043,929	
補 正 前	(950) 1,043	1,607,972	3,936,322	2,923,718	8,468,012	1,570,758	10,038,770	
比 較	(0) 0	2,147	0	2,607	4,754	405	5,159	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,824,338	292,212
	補 正 前	1,823,935	290,008
	比 較	403	2,204

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(48) 1,023		3,900,396	2,665,192	6,565,588	1,272,771	7,838,359	
補 正 前	(48) 1,023		3,900,396	2,662,988	6,563,384	1,272,771	7,836,155	
比 較	(0) 0		0	2,204	2,204	0	2,204	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	289,797
	補 正 前	287,593
	比 較	2,204

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(902) 20	1,610,119	35,926	261,133	1,907,178	298,392	2,205,570	
補 正 前	(902) 20	1,607,972	35,926	260,730	1,904,628	297,987	2,202,615	
比 較	(0) 0	2,147	0	403	2,550	405	2,955	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)
	補 正 後	257,353
	補 正 前	256,950
	比 較	403

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	2,204	その他の増減分	2,204	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和6年度 補正予算（専決）の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算（第1号）

補正状況		
補正前の予算額		54,949,000
補正予算額		1,329,886
計		56,278,886

2 一般会計補正予算編成内容

令和5年10月26日に開催された政府与党政策懇談会における総理指示及び令和5年11月2日閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、定額減税の実施と併せて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を実施する。

(1) 歳出

1 【福祉総務課】

低所得者支援及び定額減税補足給付金事業

①低所得世帯等支援給付金事業

1,329,886

令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する。

また、上記世帯で18歳以下の児童が世帯員にいる場合、児童1人当たり5万円を加算し、給付する。

②定額減税補足給付金事業

所得税及び個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税しきれない納税義務者に対し、給付を行う。

定額減税可能額

所得税分・・・3万円×（本人＋扶養親族数）

個人住民税所得割分・・・1万円×（本人＋扶養親族数）

(2) 歳入

1,329,886

国庫支出金

1,329,886

議案第65号

令和6年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月17日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替事業	自 令和6年度 至 令和13年度	5,702,400

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替事業	5,702,400			自 R 6 至 R 13	5,702,400	3,136,320	2,309,400		256,680

議案第66号

令和6年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、315,538千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,594,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月17日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		645,140	2,100	647,240
	1 負担金	645,140	2,100	647,240
17 国庫支出金		9,811,526	22,920	9,834,446
	2 国庫補助金	3,454,403	22,920	3,477,323
18 県支出金		4,134,984	15,800	4,150,784
	2 県補助金	1,339,756	15,800	1,355,556
22 繰越金		50,000	96,503	146,503
	1 繰越金	50,000	96,503	146,503
23 諸収入		739,882	104,515	844,397
	5 雑入	657,827	104,515	762,342
24 市債		3,166,900	73,700	3,240,600
	1 市債	3,166,900	73,700	3,240,600
歳入合計		56,278,886	315,538	56,594,424

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		4,748,248	11,000	4,759,248
	1 総務管理費	3,760,763	11,000	3,771,763
3 民生費		23,320,376	23,788	23,344,164
	3 児童福祉費	7,933,429	22,054	7,955,483
	4 生活保護費	2,174,328	1,734	2,176,062
4 衛生費		5,111,266	159,622	5,270,888
	1 保健衛生費	2,913,380	159,622	3,073,002
6 農林水産業費		1,149,533	3,000	1,152,533
	1 農業費	785,583	3,000	788,583
8 観光費		508,416	5,696	514,112
	1 観光費	508,416	5,696	514,112
9 土木費		8,052,996	21,600	8,074,596
	6 住宅費	376,277	21,600	397,877
10 消防費		2,379,598	2,620	2,382,218
	1 消防費	2,379,598	2,620	2,382,218
11 教育費		4,549,593	88,212	4,637,805
	2 小学校費	583,581	25,422	609,003
	5 社会教育費	725,862	62,790	788,652
歳 出 合 計		56,278,886	315,538	56,594,424

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
住宅・建築物耐震改修等促進事業	自 令和6年度 至 令和7年度	19,000

第 3 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
学校教育施設整備事業債	137,600	156,300
一般単独事業債	133,100	149,200
地域活性化事業債	28,700	67,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金	645,140	2,100	647,240
17 国庫支出金	9,811,526	22,920	9,834,446
18 県支出金	4,134,984	15,800	4,150,784
22 繰越金	50,000	96,503	146,503
23 諸収入	739,882	104,515	844,397
24 市債	3,166,900	73,700	3,240,600
歳入合計	56,278,886	315,538	56,594,424

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	4,748,248	11,000	4,759,248
3 民生費	23,320,376	23,788	23,344,164
4 衛生費	5,111,266	159,622	5,270,888
6 農林水産業費	1,149,533	3,000	1,152,533
8 観光費	508,416	5,696	514,112
9 土木費	8,052,996	21,600	8,074,596
10 消防費	2,379,598	2,620	2,382,218
11 教育費	4,549,593	88,212	4,637,805
歳 出 合 計	56,278,886	315,538	56,594,424

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
		9,900		1,100
22,920				868
			99,600	60,022
		2,200		800
				5,696
	15,800			5,800
			3,100	△480
		61,600	3,915	22,697
22,920	15,800	73,700	106,615	96,503

2 歳 入

(款) 15 分担金及び負担金
(項) 1 負担金

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計		
15		分担金及び負担金	645,140	2,100	647,240	
	1	負担金	645,140	2,100	647,240	
		3	消防費負担金	379,221	2,100	381,321
17		国庫支出金	9,811,526	22,920	9,834,446	
	2	国庫補助金	3,454,403	22,920	3,477,323	
		2	民生費国庫補助金	417,898	22,920	440,818
18		県支出金	4,134,984	15,800	4,150,784	
	2	県補助金	1,339,756	15,800	1,355,556	
		7	土木費県補助金	24,482	15,800	40,282
22		繰越金	50,000	96,503	146,503	
	1	繰越金	50,000	96,503	146,503	
		1	繰越金	50,000	96,503	146,503
23		諸収入	739,882	104,515	844,397	
	5	雑入	657,827	104,515	762,342	
		5	衛生費収入	123,737	99,600	223,337
	12	教育費収入	54,598	3,915	58,513	
	13	雑入	56,440	1,000	57,440	
24		市債	3,166,900	73,700	3,240,600	
	1	市債	3,166,900	73,700	3,240,600	
		1	総務債	46,000	9,900	55,900
		4	農林水産業債	146,200	2,200	148,400
		8	教育債	182,000	61,600	243,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1	消防費負担金		2,100	1 広域消防町負担金	129
				2 三重南消防通信指令事務協議会負担金	1,971
2	児童福祉費補助金		22,054	1 子ども・子育て支援事業費国補助金	
3	生活保護費補助金		866	1 生活困窮者就労準備支援事業費等国補助金	
3	住宅費補助金		15,800	1 木造住宅耐震補強等事業費補助金	
1	前年度繰越金		96,503	1 前年度繰越金	
1	保健衛生費収入		99,600	1 新型コロナワクチン定期接種助成金	
2	社会教育費収入		3,915	1 学習等供用施設補修費地元負担金	
1	雑入		1,000	1 コミュニティ助成事業助成金	
1	総務管理債		9,900	1 地域活性化事業債（市民活動センター分）	
1	農業債		2,200	1 一般単独事業債（農業用施設分）	
1	小学校債		18,700	1 学校教育施設等整備事業債（小学校分）	
3	社会教育債		42,900	1 一般単独事業債（社会教育施設分）	13,900
				2 地域活性化事業債（社会教育施設分）	29,000

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	1	総務費	4,748,248	11,000	4,759,248	9,900	1,100
		総務管理費	3,760,763	11,000	3,771,763	9,900	1,100
		17 市民交流推進費	111,531	11,000	122,531	市債 9,900	1,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	11,000	1 いせ市民活動センター改修事業 (1) いせ市民活動センター改修事業	11,000 (11,000)

(款) 3 民生費
 (項) 3 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	23,320,376	23,788	23,344,164	22,920	868
	3	児童福祉費	7,933,429	22,054	7,955,483	22,054	
		2 児童措置費	4,534,222	22,054	4,556,276	国庫支出金 22,054	
	4	生活保護費	2,174,328	1,734	2,176,062	866	868
		1 生活保護総務費	154,328	1,734	156,062	国庫支出金 866	868

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 報酬	972	1 児童手当支給事業	22,054
3 職員手当等	970	(1) 児童手当支給事業	(22,054)
4 共済費	130		
8 旅費	36		
10 需用費	472		
11 役務費	1,909		
12 委託料	17,565		
12 委託料	1,734	1 生活保護運営事業	1,734
		(1) 生活保護運営経費	(1,734)

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4	1	衛生費	5,111,266	159,622	5,270,888	99,600	60,022
		保健衛生費	2,913,380	159,622	3,073,002	99,600	60,022
		3 予防費	381,953	159,622	541,575	その他 99,600	60,022

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	136	1 予防接種事業	159,622
11 役務費	274	(1) 予防接種事業	(159,622)
12 委託料	159,212		

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		農林水産業費	1,149,533	3,000	1,152,533	2,200	800
	1	農業費	785,583	3,000	788,583	2,200	800
		4 農業用施設管理費	171,820	3,000	174,820	市債 2,200	800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	3,000	1 土地改良施設維持管理事業 (1) 農村環境改善センター維持管理経費	3,000 (3,000)

(款) 8 観光費
(項) 1 観光費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		観光費	508,416	5,696	514,112		5,696
	1	観光費	508,416	5,696	514,112		5,696
		1 観光総務費	311,139	5,696	316,835		5,696

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	240	1 観光一般事業	5,696
12 委託料	5,456	(1) 観光一般経費	(5,696)

(款) 9 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		土木費	8,052,996	21,600	8,074,596	15,800	5,800
	6	住宅費	376,277	21,600	397,877	15,800	5,800
		2	住宅対策費	128,415	21,600	150,015	県支出金 15,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	21,600	1 住宅対策事業 (1) 住宅・建築物耐震改修等促進事業	21,600 (21,600)

(款) 10 消防費
(項) 1 消防費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10	1	消防費	2,379,598	2,620	2,382,218	3,100	△480
		消防費	2,379,598	2,620	2,382,218	3,100	△480
		1 常備消防費	1,918,231	2,620	1,920,851	その他 2,100	520
	2 非常備消防費	131,306	0	131,306	その他 1,000	△1,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	189	1 広域消防連携・協力推進事業 2,620 (1) 三重南消防通信指令事務協議会運営経費 (2,620)
11 役務費	46	
12 委託料	162	
13 使用料及び 賃借料	231	
17 備品購入費	1,992	
		財源更正

(款) 11 教育費
(項) 2 小学校費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
11		教育費	4,549,593	88,212	4,637,805	65,515	22,697
	2	小学校費	583,581	25,422	609,003	18,700	6,722
	3	小学校建設費	0	25,422	25,422	市債 18,700	6,722
	5	社会教育費	725,862	62,790	788,652	46,815	15,975
	2	社会教育推進費	162,115	28,200	190,315	市債 13,900 その他 3,915	10,385
	3	文化振興費	170,370	32,300	202,670	市債 29,000	3,300
	5	図書館費	264,322	2,290	266,612		2,290

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	449	1 小学校建設事業 25,422 (1) 明野小学校給食室整備事業 (25,422)
12 委託料	24,973	
10 需用費	1,000	1 公民館・学習等供用施設管理運営事業 24,230 (1) 公民館管理運営経費 (14,800)
14 工事請負費	27,200	(2) 学習等供用施設維持管理経費 (9,430)
		2 生涯学習事業 3,970 (1) 生涯学習センター施設維持管理経費 (3,970)
12 委託料	32,300	1 郷土資料館整備事業 32,300 (1) 郷土資料館整備事業 (32,300)
14 工事請負費	2,290	1 図書館運営事業 2,290 (1) 図書館運営経費 (2,290)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月 分)	退 職 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	4		38,928	66	17,519 (4.50)	12,804	69,317	9,804	79,121	
	議 員	23	125,742			42,751 (3.40)		168,493	36,391	204,884	
	その他の 特別職	2,000	136,701					136,701	451	137,152	
	計	2,027	262,443	38,928	66	60,270	12,804	374,511	46,646	421,157	
補正前	長 等	4		38,928	66	17,519 (4.50)	12,804	69,317	9,804	79,121	
	議 員	23	125,742			42,751 (3.40)		168,493	36,391	204,884	
	その他の 特別職	1,990	136,461					136,461	451	136,912	
	計	2,017	262,203	38,928	66	60,270	12,804	374,271	46,646	420,917	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0			0		0	0	0	
	その他の 特別職	10	240					240	0	240	
	計	10	240	0	0	0	0	240	0	240	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(950) 1,043	1,611,091	3,936,322	2,927,295	8,474,708	1,571,293	10,046,001	
補 正 前	(950) 1,043	1,610,119	3,936,322	2,926,325	8,472,766	1,571,163	10,043,929	
比 較	(0) 0	972	0	970	1,942	130	2,072	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,824,444	293,076
	補 正 前	1,824,338	292,212
	比 較	106	864

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(48) 1,023		3,900,396	2,666,056	6,566,452	1,272,771	7,839,223	
補 正 前	(48) 1,023		3,900,396	2,665,192	6,565,588	1,272,771	7,838,359	
比 較	(0) 0		0	864	864	0	864	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	290,661
	補 正 前	289,797
	比 較	864

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(902) 20	1,611,091	35,926	261,239	1,908,256	298,522	2,206,778	
補 正 前	(902) 20	1,610,119	35,926	261,133	1,907,178	298,392	2,205,570	
比 較	(0) 0	972	0	106	1,078	130	1,208	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)
	補 正 後	257,459
	補 正 前	257,353
	比 較	106

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	864	その他の増減分	864	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
住宅・建築物耐震改修等促進事業	19,000			自 R 6 至 R 7	19,000				19,000

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区	分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1 普通債	補正前の額	37,245,999	36,853,158	3,066,900	3,459,001	36,461,057
	補正額		△ 1,063,900	904,000		△ 159,900
	計	37,245,999	35,789,258	3,970,900	3,459,001	36,301,157
(1) 総務債	補正前の額	1,371,253	1,250,943	46,000	121,530	1,175,413
	補正額			9,900		9,900
	計	1,371,253	1,250,943	55,900	121,530	1,185,313
(2) 民生債	補正前の額	1,723,081	1,711,551	33,600	113,617	1,631,534
	補正額		△ 3,000			△ 3,000
	計	1,723,081	1,708,551	33,600	113,617	1,628,534
(3) 衛生債	補正前の額	4,861,411	4,815,372	51,800	293,538	4,573,634
	補正額		△ 88,400	76,200		△ 12,200
	計	4,861,411	4,726,972	128,000	293,538	4,561,434
(4) 農林水産業債	補正前の額	2,387,684	2,499,003	146,200	269,789	2,375,414
	補正額		△ 146,601	135,900		△ 10,701
	計	2,387,684	2,352,402	282,100	269,789	2,364,713
(6) 土木債	補正前の額	10,014,949	10,971,709	2,375,300	1,043,441	12,303,568
	補正額		△ 729,300	534,600		△ 194,700
	計	10,014,949	10,242,409	2,909,900	1,043,441	12,108,868
(7) 公営住宅債	補正前の額	281,277	279,948	59,100	40,352	298,696
	補正額		△ 1,999			△ 1,999
	計	281,277	277,949	59,100	40,352	296,697
(8) 消防債	補正前の額	2,161,866	1,730,434	172,900	511,033	1,392,301
	補正額		△ 18,400	15,900		△ 2,500
	計	2,161,866	1,712,034	188,800	511,033	1,389,801
(9) 教育債	補正前の額	14,439,896	13,594,198	182,000	1,065,701	12,710,497
	補正額		△ 76,200	131,500		55,300
	計	14,439,896	13,517,998	313,500	1,065,701	12,765,797
2 災害復旧債	補正前の額	185,701	205,013		24,176	180,837
	補正額		△ 4,000	200		△ 3,800
	計	185,701	201,013	200	24,176	177,037
4 臨時財政対策債	補正前の額	22,740,382	20,953,504	100,000	1,964,706	19,088,798
	補正額		1			1
	計	22,740,382	20,953,505	100,000	1,964,706	19,088,799
計	補正前の額	60,417,418	58,208,850	3,166,900	5,490,691	55,885,059
	補正額		△ 1,067,899	904,200		△ 163,699
	計	60,417,418	57,140,951	4,071,100	5,490,691	55,721,360

*当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

令和6年度 6月補正予算の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算（第2号）

(1) 債務負担行為の補正

(追加)

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業 R6～R13 5,702,400

2 一般会計補正予算（第3号）

補正状況

補正前の予算額 56,278,886

補正予算額 315,538

計 56,594,424

3 一般会計補正予算編成内容

(1) 国補助金の決定等による事業費変更 23,788

(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費 291,750

合計 315,538

補正内容

(1) 国補助金の決定等による事業費変更 23,788

1【子育て応援課】 児童手当支給事業 22,054

令和6年10月の制度改正に伴う電算システム改修等を行う。

2【生活支援課】 生活保護運営経費 1,734

令和6年10月の制度改正に伴う電算システム改修を行う。

(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費 291,750

1【市民交流課】 いせ市民活動センター改修事業 11,000

いせ市民活動センターの北館・南館及び外構の改修に向けた設計業務を行う。

2【健康課】	<p>予防接種事業</p> <p>65歳以上の高齢者等を対象として、新型コロナウイルスワクチンの定期接種を開始するとともに、接種費用の負担軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種費用 15,300円-国負担額 8,300円-市負担額 4,900円 =自己負担額 2,100円 	159,622
3【観光振興課】	<p>観光一般経費</p> <p>宿泊税の導入に向けた検討を行う。</p>	5,696
4【住宅政策課】	<p>住宅・建築物耐震改修等促進事業</p> <p>木造住宅の耐震化をより一層促進するため、補助制度を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震シェルター設置 補助率 4/5 上限 50万円 ⇒ 補助率 10/10 上限 100万円 ・耐震補強工事 補助率 2/3 上限 125万円 ⇒ 補助率 10/10 上限 150万円 等 	21,600
5【消防総務課】	<p>三重南消防通信指令事務協議会運営経費</p> <p>消防指令センターの共同運用の開始に向け、協議会の運営を行う。</p>	2,620
6【学校施設整備課】	<p>明野小学校給食室整備事業</p> <p>児童数増に対応するとともに、老朽化が進む給食室の整備に向けた設計業務を行う。</p>	25,422
7【社会教育課】	<p>社会教育等施設設備改修事業</p> <p>各施設において、空調等の故障に伴い建物修繕料に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農村環境改善センター維持管理経費 3,000千円 ● 公民館管理運営経費 14,800千円 ● 学習等供用施設維持管理経費 9,430千円 ● 生涯学習センター施設維持管理経費 3,970千円 ● 図書館運営経費 2,290千円 <p>各施設の該当費目にて予算計上。</p>	33,490

8【文化政策課】	郷土資料館整備事業	32,300
	郷土資料館の展示に係る設計業務を行う。	

(3) 債務負担行為の補正

(追加)

住宅・建築物耐震改修等促進事業	R6～R7	19,000
-----------------	-------	--------

(4) 歳入

315,538

分担金及び負担金	2,100
国庫支出金	22,920
県支出金	15,800
繰越金	96,503
諸収入	104,515
市債	73,700

議案第 63 号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納

税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては
ものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次
条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1
期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人
の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規
定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）
及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4
期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別
税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以
上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗
じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載
すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては
ものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分
割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人
の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期におい
てはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別
税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて
得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべ
き各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期におい
ては
ものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人
の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係
る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定に
より普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を

同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が

1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における

税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金

額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満

であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用について

ては、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第10項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に

改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第17項を削り、同条第18項を同条第17項とし、同条第19項を同条第18項とする。

附則第10の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度

分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則

第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の伊勢市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(説明)

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る特別税額控除の創設、固定資産税に係る負担調整措置の適用期間の延長等を行うとともに、その他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1章 総則	第1章 総則
第1節 通則	第1節 通則
第1条～第6条 略	第1条～第6条 略
第2節 賦課徴収	第2節 賦課徴収
第7条～第22条 略	第7条～第22条 略
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節 市民税	第1節 市民税
第23条～第53条の12 略	第23条～第53条の12 略
第2節 固定資産税	第2節 固定資産税
第54条～第79条 略	第54条～第79条 略
第3節 軽自動車税	第3節 軽自動車税
第80条～第91条 略	第80条～第91条 略
第4節 市たばこ税	第4節 市たばこ税
第92条～第130条 略	第92条～第130条 略
第5節 特別土地保有税	第5節 特別土地保有税
第131条～第140条の7 略	第131条～第140条の7 略
第3章 目的税	第3章 目的税
第1節 入湯税	第1節 入湯税
第141条～第151条 略	第141条～第151条 略
附 則	附 則
第1条～第7条の4 略	第1条～第7条の4 略
<u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u>	
<u>第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u>	
<u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」</u>	

と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定

する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額

以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。))がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別

徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金

所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間

における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で

除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相

当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税

に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

第9条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2～9 略

- 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 13 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 14 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 15 法附則第15条第25項第4号ハに規定する

に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

第9条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2～9 略

- 10 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 11 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 12 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 13 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 14 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 15 法附則第15条第25項第3号ハに規定する

<p>設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 略</p> <p>17 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u></p> <p>4 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13</p>	<p>設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 略</p> <p>17 <u>法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>18 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13</p>
--	--

年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

6 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を

年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を

受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(6) 略

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令

第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(6) 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令

和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる

和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に

べき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、

10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、

当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 略

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。
(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

第13条の2～第14条の2 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に

当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 略

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。
(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。))に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

第13条の2～第14条の2 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に

掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

第15条の2～第16条の2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所

掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

第15条の2～第16条の2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所

得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1)・(2) 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 略

得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1)・(2) 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第17条の2・第17条の3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

第17条の2・第17条の3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3

1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあ

1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

るのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第19条の2 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定

第19条の2 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定

にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の

にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の

<p>規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>
--	--

議案第 64 号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第8項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第6項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第7項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第7項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「得た額。以下この項において

同じ。)に」を「得た額)に」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第7項及び第9項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第7項、第8項、第10項及び第11項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「第35項まで、第38項、第39項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項若しくは第45項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第14項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正

前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（説 明）

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の負担調整措置の適用期間の延長を行うとともに、その他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>6 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5<u>(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)</u>を乗じて得た額を加算した額<u>(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)</u>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又</p>

当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市

は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市

計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 11 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 12 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整

表 略

(土地に対して課する都市計画税の特例に関する用語の意義)

12 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

13 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

14 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

(土地に対して課する都市計画税の特例に関する用語の意義)

13 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

15 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

議案第 67 号

伊勢市附属機関条例の一部改正について

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市観光振興基本計画推進委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市宿泊税検討委員会	宿泊税の導入に関する事項についての調査審議に関すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 観光又は商工の関係団体の代表者 (3) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで
伊勢市都市再生整備計画事業評価委員会	都市再生整備計画事業の事後評価及び今後のまちづくりに関する事項についての調査審議に関すること。	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、知識経験を有する者 (3) その他市長が必要	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで

			と認める者	
--	--	--	-------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、附属機関を新たに設置するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後						改正前					
第1条 略 (設置)						第1条 略 (設置)					
第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等 (市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。						第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等 (市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。					
2 略 (所掌事務)						2 略 (所掌事務)					
第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)						第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)					
第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。						第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。					
2・3 略 (委員等の任命)						2・3 略 (委員等の任命)					
第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。						第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。					
2・3 略 (委員等の任期等)						2・3 略 (委員等の任期等)					
第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。						第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。					
2～4 略						2～4 略					
第7条～第9条 略 別表第1(第2条―第6条関係)						第7条～第9条 略 別表第1(第2条―第6条関係)					
執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期	執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長	スマートシティ伊勢推進構	略	略	略	略	市長	スマートシティ伊勢推進構	略	略	略	略

想策定 委員会				
伊勢市 行政改 革推進 委員会	略	略	略	略
伊勢市 まち・ ひと・ しごと 創生会 議	略	略	略	略
伊勢志 摩定住 自立圏 共生ビ ジョン 懇談会	略	略	略	略
名勝二 見浦保 存管理 計画運 営委員 会	略	略	略	略
名勝二 見浦保 存活用 計画策 定委員 会	略	略	略	略
旧賓日 館保存 整備委 員会	略	略	略	略
旧賓日 館保存 活用計 画策定 委員会	略	略	略	略
伊勢う どん調 査研究 委員会	略	略	略	略
伊勢市 造船資 料保存	略	略	略	略

想策定 委員会				
伊勢市 行政改 革推進 委員会	略	略	略	略
伊勢市 まち・ ひと・ しごと 創生会 議	略	略	略	略
伊勢志 摩定住 自立圏 共生ビ ジョン 懇談会	略	略	略	略
名勝二 見浦保 存管理 計画運 営委員 会	略	略	略	略
名勝二 見浦保 存活用 計画策 定委員 会	略	略	略	略
旧賓日 館保存 整備委 員会	略	略	略	略
旧賓日 館保存 活用計 画策定 委員会	略	略	略	略
伊勢う どん調 査研究 委員会	略	略	略	略
伊勢市 造船資 料保存	略	略	略	略

調査委員				
伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会運営委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会審査委員会	略	略	略	略
伊勢市市民公益活動促進委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭実行委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭選考委員会	略	略	略	略
伊勢市予防接種健康被害調査委員会	略	略	略	略
伊勢市ケアプラン点検委員会	略	略	略	略
伊勢市高齢者				

調査委員				
伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会運営委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会審査委員会	略	略	略	略
伊勢市市民公益活動促進委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭実行委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭選考委員会	略	略	略	略
伊勢市予防接種健康被害調査委員会	略	略	略	略
伊勢市ケアプラン点検委員会	略	略	略	略
伊勢市高齢者				

虐待防止対策委員会	略	略	略	略	虐待防止対策委員会	略	略	略	略
伊勢市地域福祉計画推進委員会	略	略	略	略	伊勢市地域福祉計画推進委員会	略	略	略	略
伊勢市災害義援金配分委員会	略	略	略	略	伊勢市災害義援金配分委員会	略	略	略	略
伊勢市老人ホーム入所判定委員会	略	略	略	略	伊勢市老人ホーム入所判定委員会	略	略	略	略
伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議	略	略	略	略	伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議	略	略	略	略
伊勢市新産業創出支援事業審査委員会	略	略	略	略	伊勢市新産業創出支援事業審査委員会	略	略	略	略
伊勢市創業・移転促進事業審査委員会	略	略	略	略	伊勢市創業・移転促進事業審査委員会	略	略	略	略
伊勢市農村振興基本計画策定委員会	略	略	略	略	伊勢市農村振興基本計画策定委員会	略	略	略	略
伊勢市農業振興地域	略	略	略	略	伊勢市農業振興地域	略	略	略	略

整備促進協議会					整備促進協議会				
伊勢市地域計画検討委員会	略	略	略	略	伊勢市地域計画検討委員会	略	略	略	略
伊勢市地産地消の店認定委員会	略	略	略	略	伊勢市地産地消の店認定委員会	略	略	略	略
伊勢市農業次世代人材投資事業評価会	略	略	略	略	伊勢市農業次世代人材投資事業評価会	略	略	略	略
伊勢市観光振興基本計画推進委員会	略	略	略	略	伊勢市観光振興基本計画推進委員会	略	略	略	略
伊勢市宿泊税検討委員会	宿泊税の導入に関する事項について の調査審議に関すること。	10人以内	(1) 学識経験有する者 (2) 観光又は商工関係団体の代表者 (3) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命されたり調査審議が終了した日まで					
伊勢市都市再整備計画	都市再整備計画	5人以内	(1) 学識	委嘱さ					

	生整備 計画事 業評価 委員会	事業の事 後評価及 び今後の まちづく りに関す る事項に ついての 調査審議 に関する こと。	内	験を 有す る者 (2) 前 号に 掲げ る者 のほ か、 知識 経験 を有 する 者 (3) そ の他 市長 が必 要と 認め る者	れ、 又は 任命 され た日 から 調査 審議 が終 了し た日 まで						
	伊勢市 上下水 道事業 審議会	略	略	略	略	伊勢市 上下水 道事業 審議会	略	略	略	略	
教育 委員 会	略	略	略	略	略	教育 委員 会	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	
病院 事業 管理 者	略	略	略	略	略	病院 事業 管理 者	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	
別表第2	略					別表第2	略				

議案第 68 号

伊勢市子ども・子育て会議条例の一部改正について

伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

伊勢市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき」を「市長の附属機関として」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び施設整備計画に関する事項を調査審議すること。

第3条第2項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「子ども・子育て支援」を「こども施策」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「子ども・子育て支援」を「こども基本法第2条第2項に規定するこども施策（次号において「こども施策」という。）」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 保健医療の関係者
- (5) 教育の関係者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、伊勢市子ども・子育て会議の所掌事務を追加するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の附属機関として、伊勢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画に関する事項を調査審議すること。</p> <p>(3) 就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び施設整備計画に関する事項を調査審議すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保健医療の関係者</p> <p>(5) 教育の関係者</p> <p>(6) こども基本法第2条第2項に規定するこども施策(次号において「こども施策」という。)に関する事業に従事する者</p> <p>(7) こども施策に関し学識経験のある者</p> <p>(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>第4条・第5条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、伊勢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</p> <p>(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>第4条・第5条 略</p>

議案第 69 号

伊勢市市税条例の一部改正について

伊勢市市税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第10条の2中第18項を第20項とし、第17項を第19項とし、第16項を第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第15項を第16項とし、第10項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対し

て課する固定資産税については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第53条の12 略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第54条・第55条 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第53条の12 略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第54条・第55条 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博</p>

博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

第57条～第79条 略

第3節 軽自動車税

第80条～第91条 略

第4節 市たばこ税

第92条～第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条～第140条の7 略

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第151条 略

附 則

第1条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2～9 略

10 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

11 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

13 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例

博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

第57条～第79条 略

第3節 軽自動車税

第80条～第91条 略

第4節 市たばこ税

第92条～第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条～第140条の7 略

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第151条 略

附 則

第1条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2～9 略

10 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

13 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例

<p>で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>15</u> 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>16</u> 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>17</u> 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>18</u> <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>19</u> 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>20</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>第10条の3～第24条 略</p>	<p>で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>14</u> 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>15</u> 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>16</u> 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>17</u> 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>18</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>第10条の3～第24条 略</p>
---	--

議案第 70 号

伊勢市都市計画税条例の一部改正について

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「前3項」に、「附則第11項」を「前項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（説 明）

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例割合を定めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る</p>

当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除

当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除

く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 12 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

(土地に対して課する都市計画税の特例に関する用語の意義)

く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 11 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

(土地に対して課する都市計画税の特例に関する用語の意義)

<p><u>13</u> 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項及び第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項、第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>前3項</u>の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>前項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>14</u> 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>15</u> 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p>	<p><u>12</u> 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6項及び第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第9項及び第10項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第11項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>13</u> 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>14</u> 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p>
--	--

議案第 71 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の配置の基準を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第21条 略</p> <p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>第22条～第26条 略</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>第27条 略</p> <p>第2節 小規模保育事業A型</p> <p>第28条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第30条 略</p> <p>第3節 小規模保育事業B型</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該事業</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第21条 略</p> <p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>第22条～第26条 略</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>第27条 略</p> <p>第2節 小規模保育事業A型</p> <p>第28条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第30条 略</p> <p>第3節 小規模保育事業B型</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該事業</p>

実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条～第36条 略

第4章 居宅訪問型保育事業

第37条～第41条 略

第5章 事業所内保育事業

第42条・第43条 略

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所

実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条～第36条 略

第4章 居宅訪問型保育事業

第37条～第41条 略

第5章 事業所内保育事業

第42条・第43条 略

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所

型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

第45条・第46条 略

(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12

型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

第45条・第46条 略

(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12

<p>項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第48条 略</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第49条 略</p>	<p>項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>第48条 略</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第49条 略</p>
--	--

議案第 72 号

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準

を定める条例の一部改正について

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「職員の員数」の次に「(伊勢市地域包括ケア推進協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、伊勢市地域包括ケア推進協議会が地域包括支援センターの効率的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市地域包括ケア推進協議会条例の一部改正)

- 2 伊勢市地域包括ケア推進協議会条例（平成28年伊勢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「第4条第2項」を「第4条各項」に改める。

(説 明)

これは、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令による介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置を可能とするため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(伊勢市地域包括ケア推進協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>による<u>ことができる。次項において同じ。)</u>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、伊勢市地域包括ケア推進協議会が地域包括支援センターの効率的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると</u></p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると</u></p>

伊勢市地域包括ケア推進協議会において認められた場合		伊勢市地域包括ケア推進協議会において認められた場合	
(3) 略		(3) 略	
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
第5条 略		第5条 略	

伊勢市地域包括ケア推進協議会条例（附則第2項関係）

改正後	改正前
第1条 略 (所掌事務)	第1条 略 (所掌事務)
第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 略 (2) 次に掲げる条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 ア 略 イ 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年伊勢市条例第15号)第3条第2項及び第4条各項	第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 略 (2) 次に掲げる条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 ア 略 イ 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年伊勢市条例第15号)第3条第2項及び第4条第2項
第3条～第8条 略	第3条～第8条 略

議案第 73 号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に提出する。

令和 6 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、市立伊勢総合病院の診療科目のうち呼吸器外科を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (経営の基本及び診療科目等)</p> <p>第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するため運営しなければならない。</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 皮膚科</p> <p>(13) 泌尿器科</p> <p>(14) 婦人科</p> <p>(15) 眼科</p> <p>(16) 耳鼻いんこう科</p> <p>(17) 放射線科</p> <p>(18) 歯科^{くう}口腔外科</p> <p>(19) 麻酔科</p> <p>(20) リハビリテーション科</p> <p>3 略</p> <p>第4条～第18条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (経営の基本及び診療科目等)</p> <p>第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するため運営しなければならない。</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 呼吸器外科</p> <p>(13) 皮膚科</p> <p>(14) 泌尿器科</p> <p>(15) 婦人科</p> <p>(16) 眼科</p> <p>(17) 耳鼻いんこう科</p> <p>(18) 放射線科</p> <p>(19) 歯科^{くう}口腔外科</p> <p>(20) 麻酔科</p> <p>(21) リハビリテーション科</p> <p>3 略</p> <p>第4条～第18条 略</p>

議案第 74 号

三重南消防通信指令事務協議会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、次のように規約を定め、三重南消防通信指令事務協議会を設置することについて、関係地方公共団体と協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

三重南消防通信指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、三重南消防通信指令事務協議会という。

(協議会を設ける市及び組合)

第3条 協議会は、伊勢市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

(協議会の担当事務)

第4条 協議会は、関係団体の区域（関係団体が消防事務を受託している区域を含む。）における災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報の収集伝達その他の消防通信指令に関する事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、伊勢市楠部町159番地11伊勢市消防本部内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員6人をもって組織する。

(会長)

第7条 会長は、伊勢市消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

3 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、会長を除く関係団体の消防長の職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(副会長及び監事)

第9条 協議会に副会長を置き、松阪地区広域消防組合消防長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 協議会に、委員の互選により監事2人を置く。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(職員)

第10条 担当事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係団体間の配分並びにその身分については、関係団体の消防長の協議により定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該関係団体の消防職員のうちから選任する。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員として適しない非行があると認めるときは、当該職員の属する関係団体の消防長にその解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第 12 条 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第 13 条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

(会議の運営)

第 14 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第 15 条 協議会は、担当事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合は、当該担当事務に関する伊勢市の条例、規則その他の規程（以下「伊勢市の条例等」という。）を関係団体の当該担当事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該担当事務をその定めるところにより管理し、及び執行する。

2 伊勢市は、担当事務に関する伊勢市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ鳥羽市、熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合と協議しなければならない。

3 伊勢市長は、担当事務に関する伊勢市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、速やかにその旨を鳥羽市長、熊野市長、志摩市長、三重紀北消防組合管理者、松阪地区広域消防組合管理者及び紀勢地区広域消

防組合管理者並びに会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第 16 条 担当事務の管理及び執行に要する費用は関係団体が負担し、協議会の出納は伊勢市が行う。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の消防長が協議して定めるところにより算定した負担割合による。

3 鳥羽市、熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合は、前項の規定により負担すべき額を負担金として伊勢市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第 17 条 担当事務の用に供する財産は、関係団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分し、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合は、当該管理に関する伊勢市の条例等を関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行う。この場合においては、第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第 18 条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係団体が協議して定める。

(協議会の規程等)

第 20 条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務に関し、必要な規程等を設けることができる。

附 則

この規約は、令和 6 年 8 月 8 日から施行する。

(説 明)

これは、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するにつき、三重南消防通信指令事務協議会を設置するため、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

事務用パソコンの取得について

次のように事務用パソコンを買い入れるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する事務用パソコン
ノート型パソコン 690 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
79,640,000 円
- 4 買入先
伊勢市竹ヶ鼻町 100 番地
株式会社アイ・シー・エス 三重営業グループ
グループ長 西口 寛

(説 明)

これは、事務用パソコンを取得するにつき、伊勢市議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、
議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和6年6月4日
担当課	デジタル政策課
業種種別	事務用機器・OA機器及び関連製品
案件名	事務用パソコン
納品場所	伊勢市役所本庁舎
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和6年12月20日
契約金額(税込み)	79,640,000円
予定価格(税抜き)	99,280,000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	株式会社アイ・シー・エス 三重営業グループ	72,400,000円	落札	
2	三重リコピー株式会社 伊勢支店	78,375,000円		

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 76 号

校務用コンピュータ機器の取得について

次のように校務用コンピュータ機器を買い入れるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する校務用コンピュータ機器
ノートパソコン 523 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
43,764,600 円
- 4 買入先
伊勢市竹ヶ鼻町 100 番地
株式会社アイ・シー・エス 三重営業グループ
グループ長 西口 寛

(説 明)

これは、校務用コンピュータ機器を取得するにつき、伊勢市議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和6年5月14日
担当課	伊勢市教育研究所
業種種別	事務用機器・OA機器及び関連製品
案件名	校務用コンピュータ機器（ノートパソコン）
納品場所	伊勢市教育研究所
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和6年9月30日
契約金額（税込み）	43,764,600円
予定価格（税抜き）	44,298,000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	株式会社アイ・シー・エス 三重営業グループ	39,786,000円	落札	
2	三重リコピー株式会社 伊勢支店	49,685,000円		予定価格超過

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 77 号

小型動力ポンプ付積載車の取得について

次のように小型動力ポンプ付積載車を買い入れるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する小型動力ポンプ付積載車
小型動力ポンプ付積載車 2 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
22,220,000 円
- 4 買入先
伊勢市小木町 57 番地 1
石川商工株式会社
代表取締役 石川 雄一郎

(説 明)

これは、小型動力ポンプ付積載車を取得するにつき、伊勢市議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和6年5月14日
担当課	消防本部消防課
業種種別	特殊車両
案件名	小型動力ポンプ付積載車
納品場所	伊勢市消防本部
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和7年3月24日
契約金額(税込み)	22,220,000円
予定価格(税抜き)	22,167,800円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	石川商工株式会社	20,200,000円	落札	
2	株式会社山口商会 伊勢営業所	20,450,000円		
3	三重保安商事株式会社	21,000,000円		
4	株式会社モリタ東海 伊勢営業所	22,000,000円		

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 78 号

高規格救急自動車の取得について

次のように高規格救急自動車を購入入れるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する高規格救急自動車
高規格救急自動車 1 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
19,635,000 円
- 4 買入先
伊勢市通町 215 番地
日産プリンス三重販売株式会社 伊勢東店
店長 土居 憲一

(説 明)

これは、高規格救急自動車を取得するにつき、伊勢市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和6年5月21日
担当課	消防本部総務課
業種種別	特殊車両
案件名	高規格救急自動車
納品場所	伊勢市消防本部
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和7年3月24日
契約金額(税込み)	19,635,000円
予定価格(税抜き)	23,228,000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	日産プリンス三重販売株式会社 伊勢東店	17,850,000円	落札	

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 79 号

財産の無償貸付について

次のように財産を無償で貸し付けるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 貸し付ける財産

旧神社小学校

伊勢市神社港 293 番地ほか

(概要)

(1) 建物

種 類	構 造	延べ面積 (平方メートル)
管理教室棟	鉄筋コンクリート造 4 階建	2,932
特別教室棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	338
屋内運動場	鉄骨造平家建	680
機械室	鉄筋コンクリート造平家建	10
プール付属棟	鉄骨造平家建	96
ポンプ室	鉄筋コンクリート造平家建	7

倉庫	鉄骨造平家建	20
倉庫	鉄骨造平家建	20

(2) 工作物

ア プール

イ 渡り廊下

ウ その他工作物

(3) 附属設備一式

2 貸付の相手方

伊勢市神久6丁目8番25号
 有限会社二軒茶屋餅角屋本店
 代表取締役社長 鈴木 成宗

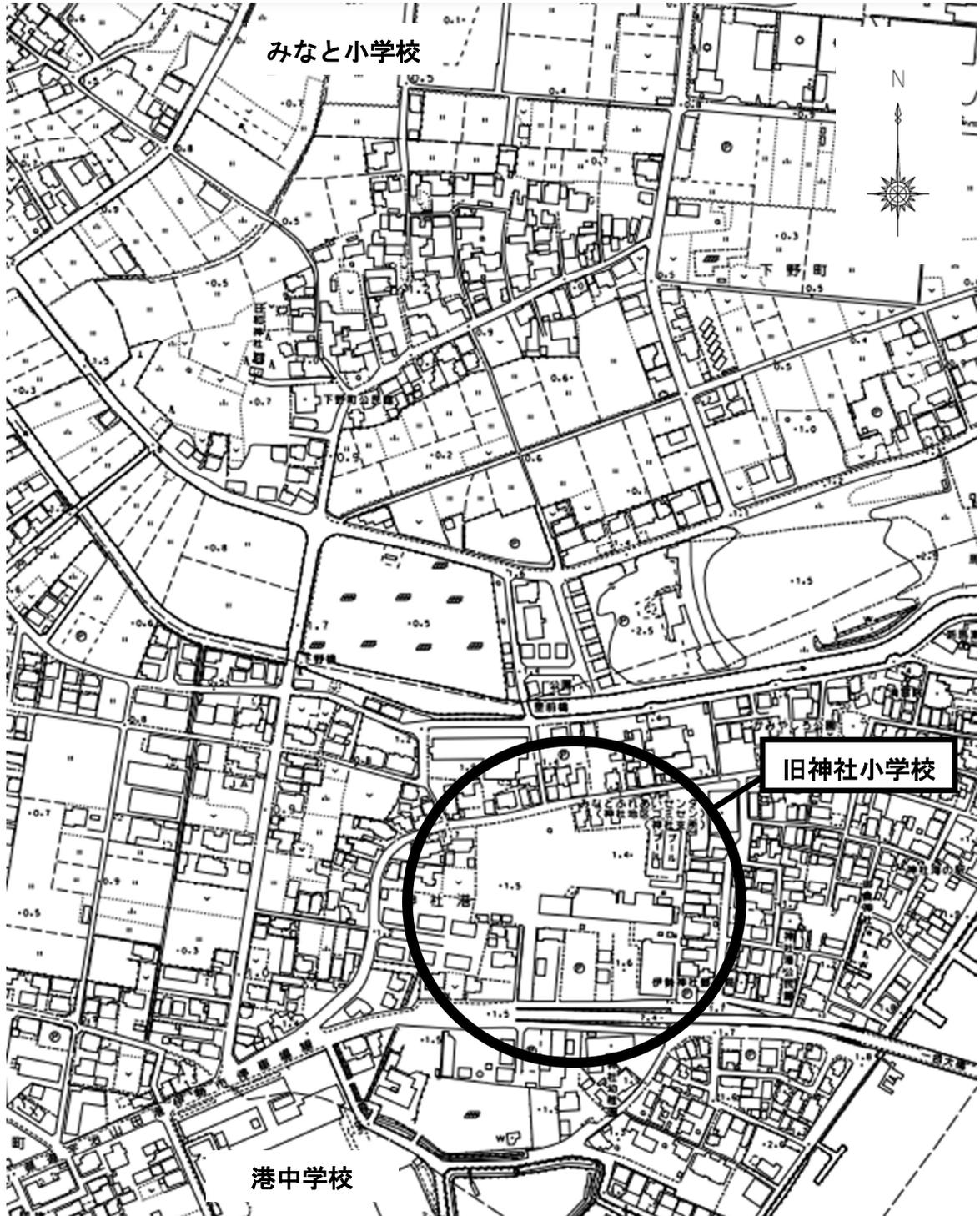
3 貸付の期間

令和7年3月1日から令和17年2月28日まで

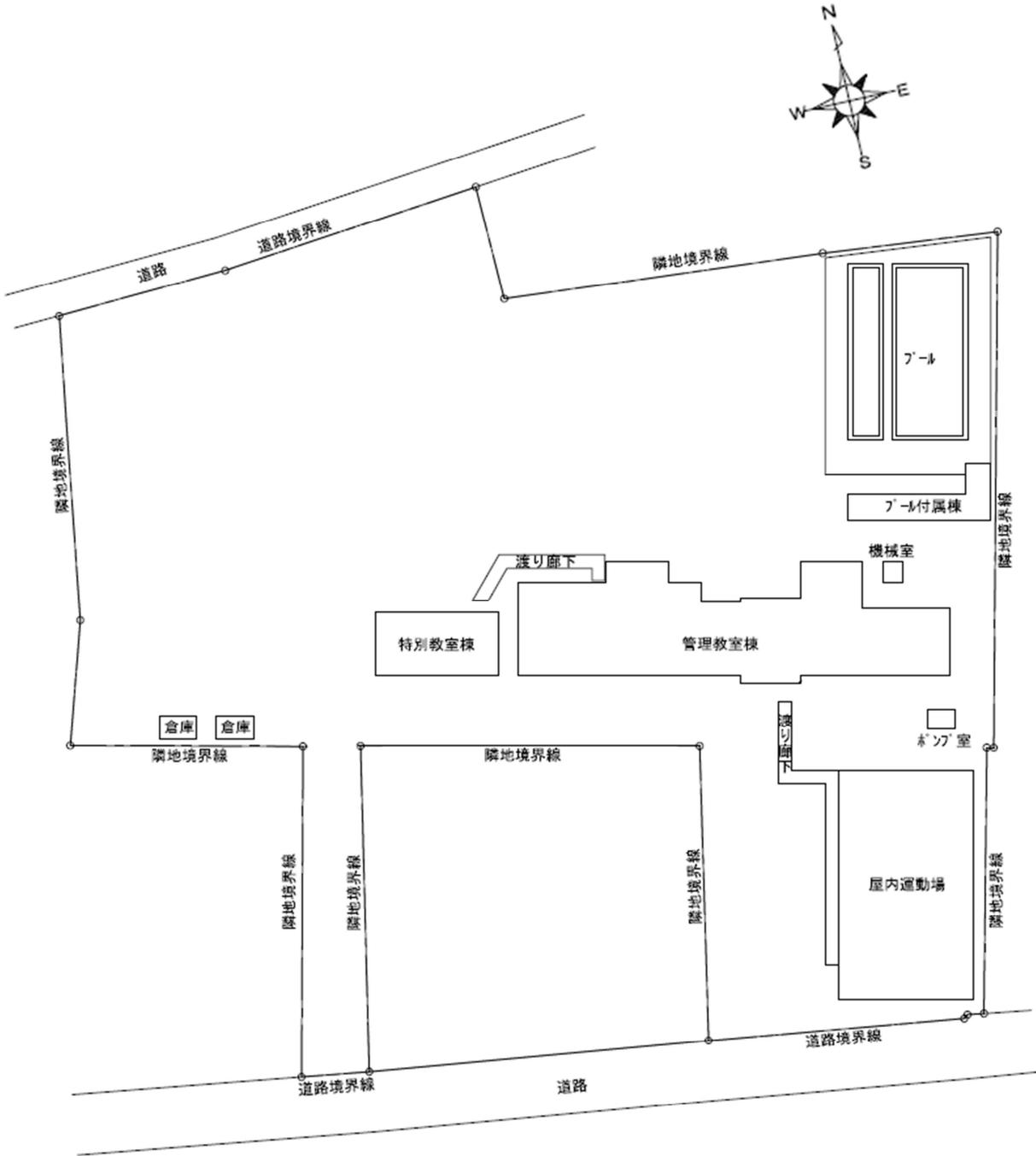
(説 明)

これは、財産を無償で貸し付けるにつき、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

位置図



配置図



議案第 80 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定について（追認）

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定について、追認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 協定の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業

（概要）

橋梁上部工事、橋梁下部工事、橋梁詳細設計及び地質調査

2 協定の方法

随意契約

3 協定金額

約 4,300,000,000 円

4 協定の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬（協定締結当時）

一見 勝之（現在）

5 協定締結日

令和 2 年 3 月 23 日

6 協定の有効期限

事業完了日（令和 13 年 3 月 31 日）

（説 明）

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定を締結した
ことについて追認を得たいので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及
び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決
を求めるものである。

議案第 81 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定の変更について（追認）

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定の変更について、追認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 協定の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業

2 変更内容

(1) 協定の有効期限

変更前 事業完了日（令和 13 年 3 月 31 日）

変更後 事業完了日（令和 14 年 3 月 31 日）

(2) 協定金額

変更前 約 4,300,000,000 円

変更後 約 8,600,000,000 円

変更による増額 約 4,300,000,000 円

3 協定の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

4 変更協定日

令和4年9月14日

5 変更の理由

橋梁詳細設計の結果、橋脚の基礎工法等を変更したことにより、事業期間の延長及び事業費の増額が生じたため。

(説明)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定の有効期限及び協定金額を変更したことについて追認を得たいので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 82 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 4 年度～令和 5 年度
橋梁架替（下部工）工事（P 1・P 2 橋脚）】の受託事業契約について（追認）

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 4 年度～令和 5 年度橋梁
架替（下部工）工事（P 1・P 2 橋脚）】の受託事業契約について、追認を
求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 4 年度～令和 5 年度橋
梁架替（下部工）工事（P 1・P 2 橋脚）】

（概要）

P 1・P 2 橋脚工事、現場技術業務及び単価契約図面作成

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

264,026,400 円

4 契約の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

5 契約締結日

令和 4 年 9 月 15 日

6 契約期間

令和 4 年 9 月 15 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 4 年度～令和 5 年度橋梁架替（下部工）工事（P 1・P 2 橋脚）】の受託事業契約を締結したことについて追認を得たいので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 83 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 5 年度～令和 7 年度
橋梁架替（下部工）工事（P 3～P 5 橋脚）】の受託事業契約について（追認）

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 5 年度～令和 7 年度橋梁
架替（下部工）工事（P 3～P 5 橋脚）】の受託事業契約について、追認を
求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 5 年度～令和 7 年度橋
梁架替（下部工）工事（P 3～P 5 橋脚）】

（概要）

P 3～P 5 橋脚工事、現場技術業務、単価契約図面作成及び工事積
算

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

3,070,000,000 円

4 契約の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

5 契約締結日

令和 5 年 4 月 3 日

6 契約期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 5 年度～令和 7 年度橋梁架替（下部工）工事（P 3～P 5 橋脚）】の受託事業契約を締結したことについて追認を得たいので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 84 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 5 年度～令和 7 年度
橋梁架替（下部工）工事（P 3～P 5 橋脚）】の受託事業契約の変更
について（追認）

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 5 年度～令和 7 年度橋梁
架替（下部工）工事（P 3～P 5 橋脚）】の受託事業契約の変更について、
追認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 5 年度～令和 7 年度橋
梁架替（下部工）工事（P 3～P 5 橋脚）】

2 変更内容

契約金額

変更前 3,070,000,000 円

変更後 2,400,000,000 円

変更による減額 670,000,000 円

3 契約の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

4 変更契約日

令和6年3月25日

5 変更の理由

河川内の水を遮断するために必要な仮設の盛土材について、土を購入せずに河川内で採取した土の使用が可能となったことにより、事業費の減額が生じたため。

(説明)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和5年度～令和7年度橋梁架替（下部工）工事（P3～P5橋脚）】の受託事業契約の契約金額を変更したことについて追認を得たいので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 85 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

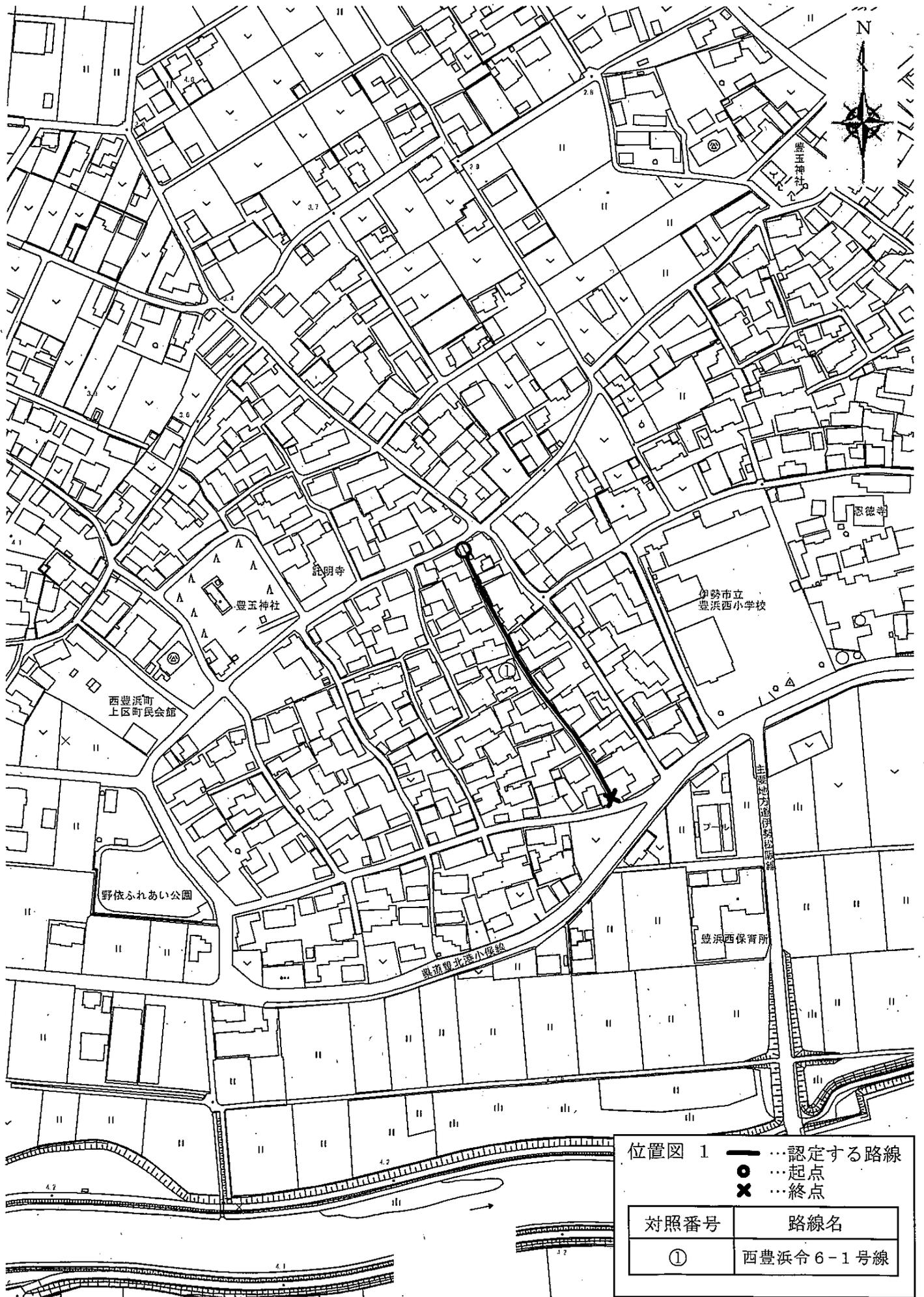
伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	西豊浜令 6 - 1 号線	西豊浜町字村内 1584 番地先		
			西豊浜町字村内 1540 番 3 地先		
2	1	小俣明野令 6 - 2 号線	小俣町明野 1746 番 5 地先		
			小俣町明野 1746 番 3 地先		
3	1	野村令 6 - 3 号線	野村町字里前 5568 番 1 地先		
			野村町字里前 5568 番地先		
4	1	中村楠部令 6 - 4 号線	中村町字樋畑ヶ 1608 番 1 地先		
			楠部町字乃木乙 65 番 3 地先		
5	1	小俣明野令 6 - 5 号線	小俣町明野 394 番 9 地先		
			小俣町明野 394 番 7 地先		

(説 明)

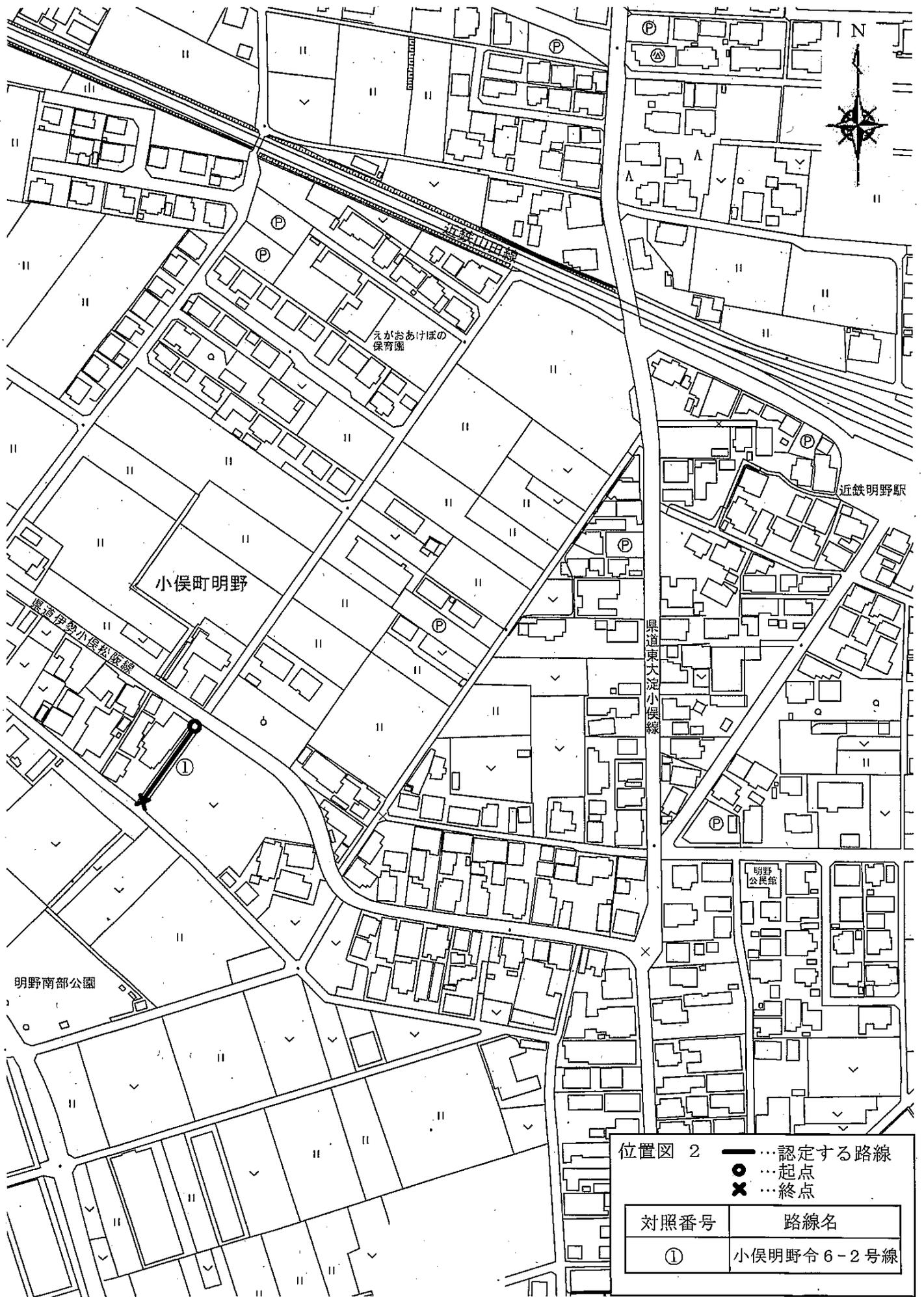
これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

- 認定する路線
- 起点
- × 終点

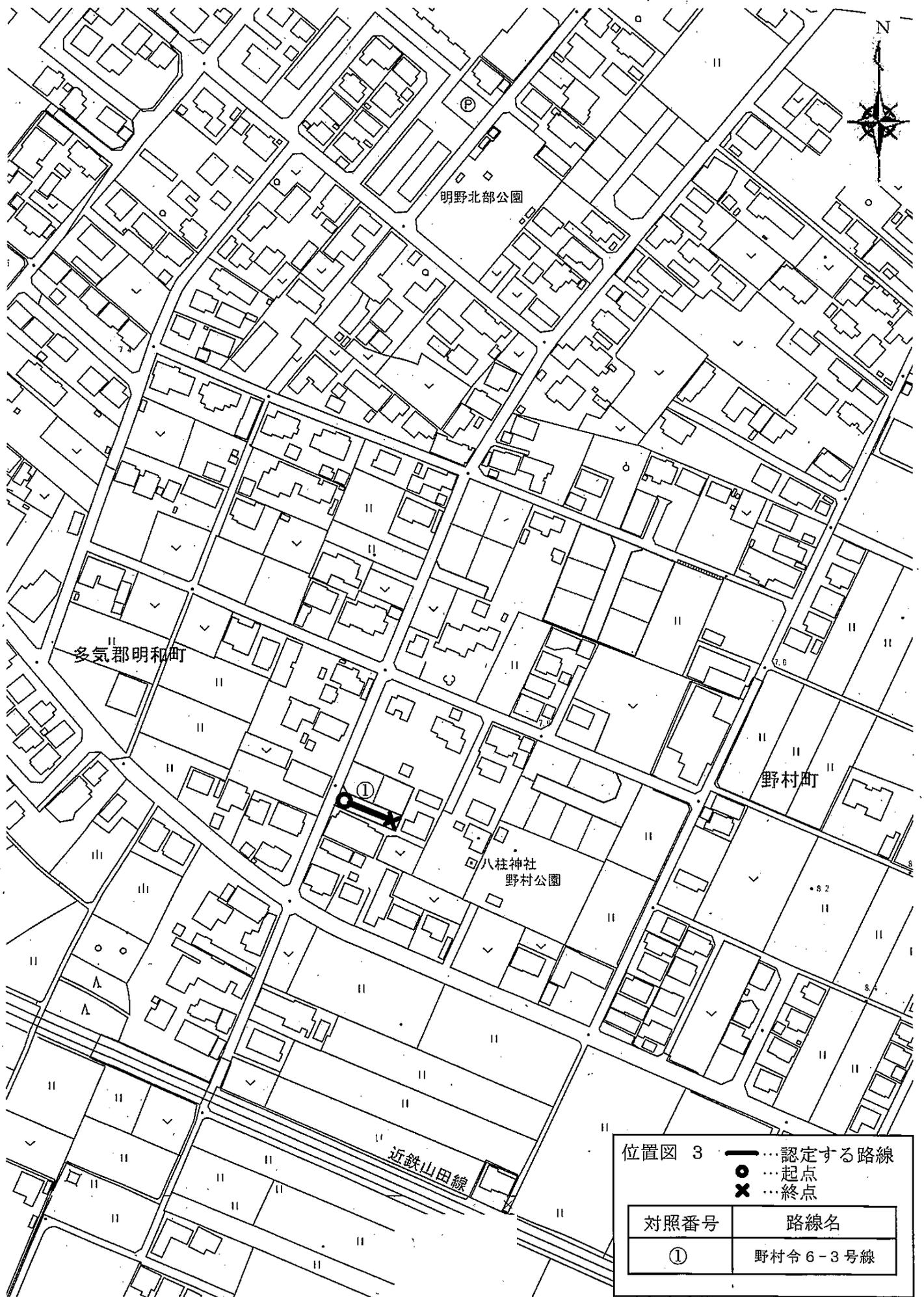
対照番号	路線名
①	西豊浜令6-1号線



位置図 2

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

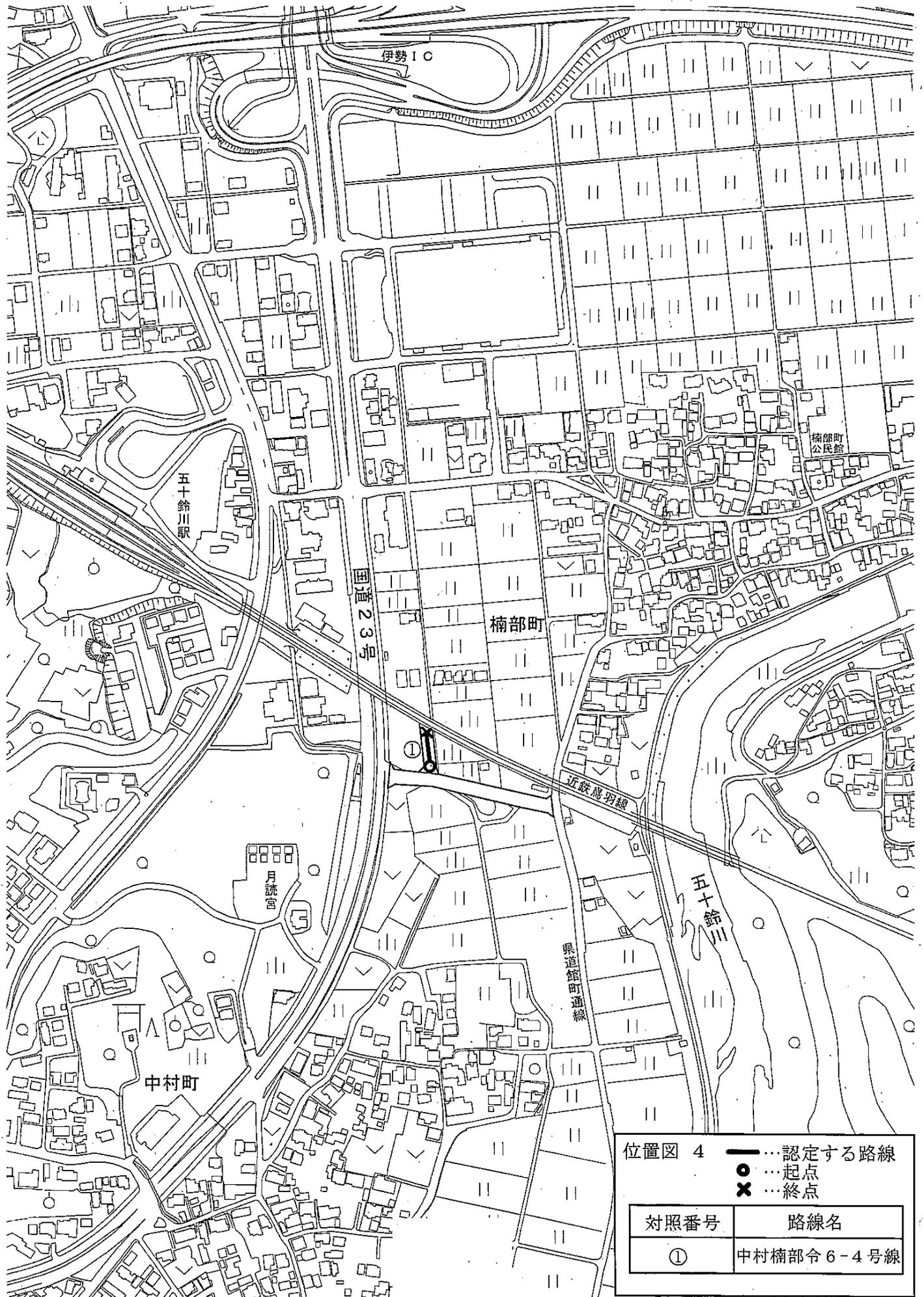
対照番号	路線名
①	小俣明野令6-2号線



位置図 3

- ... 認定する路線
- ... 起点
- ... 終点

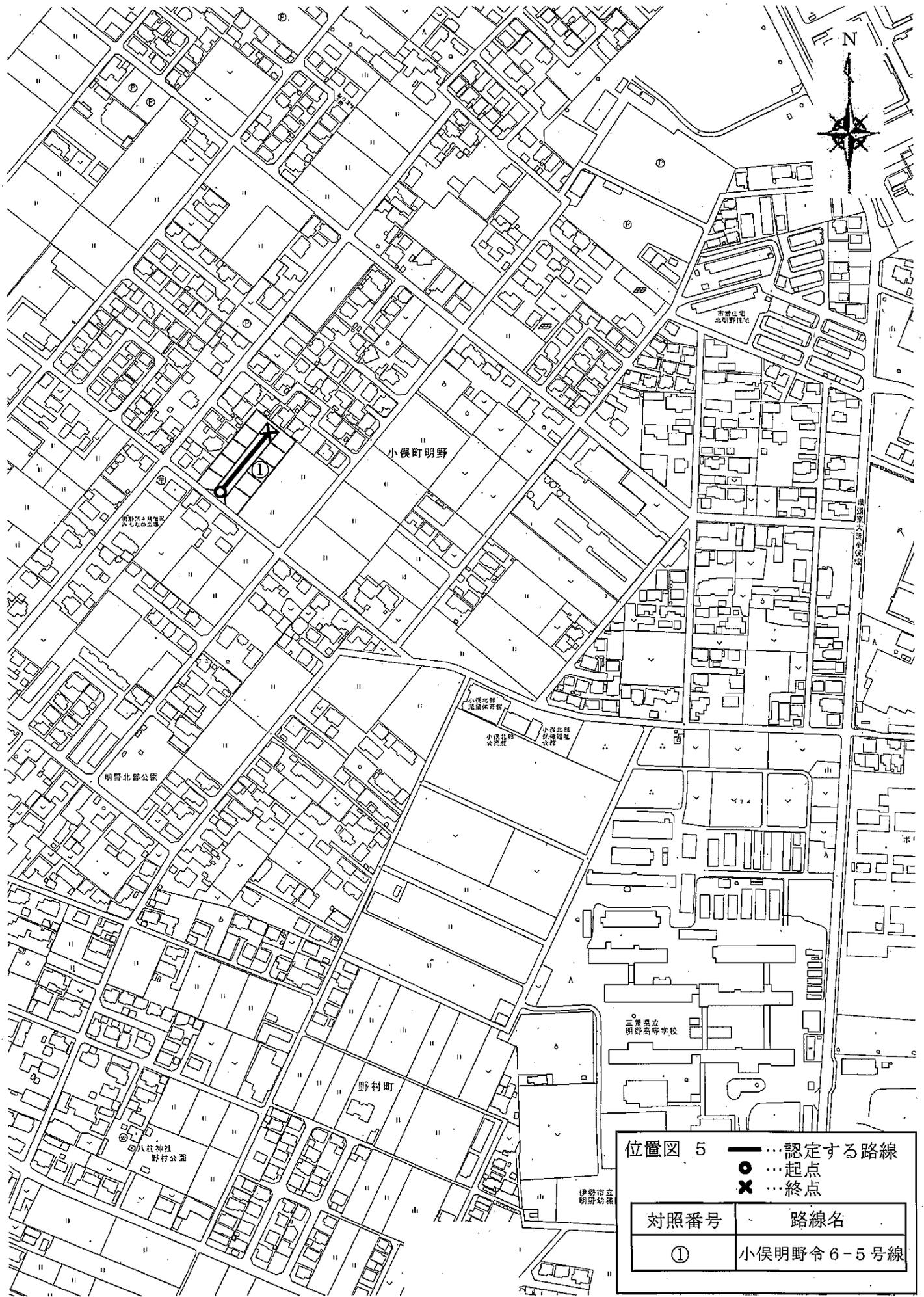
対照番号	路線名
①	野村令6-3号線



位置図 4

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	中村楠部令6-4号線



位置図 5

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	小俣明野令6-5号線

議案第 86 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域の変更をするものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

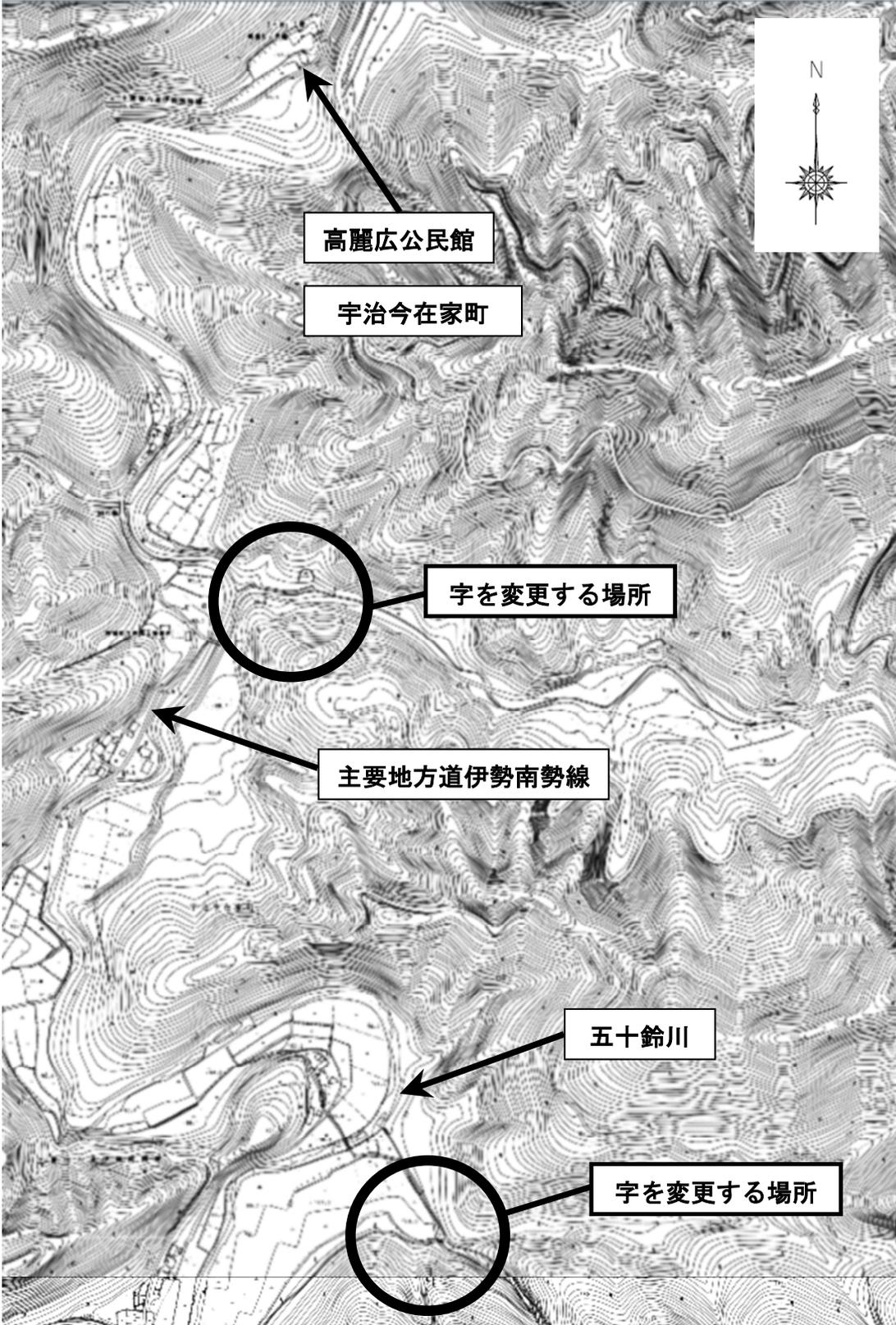
- 1 伊勢市宇治今在家町字深土に編入する区域
伊勢市宇治今在家町字朝日谷 412 の 1 から 412 の 8 まで
- 2 伊勢市宇治今在家町字磯部谷に編入する区域
伊勢市宇治今在家町字高麗広 499 の 7

(説 明)

これは、宇治今在家町の字の区域の変更をするにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

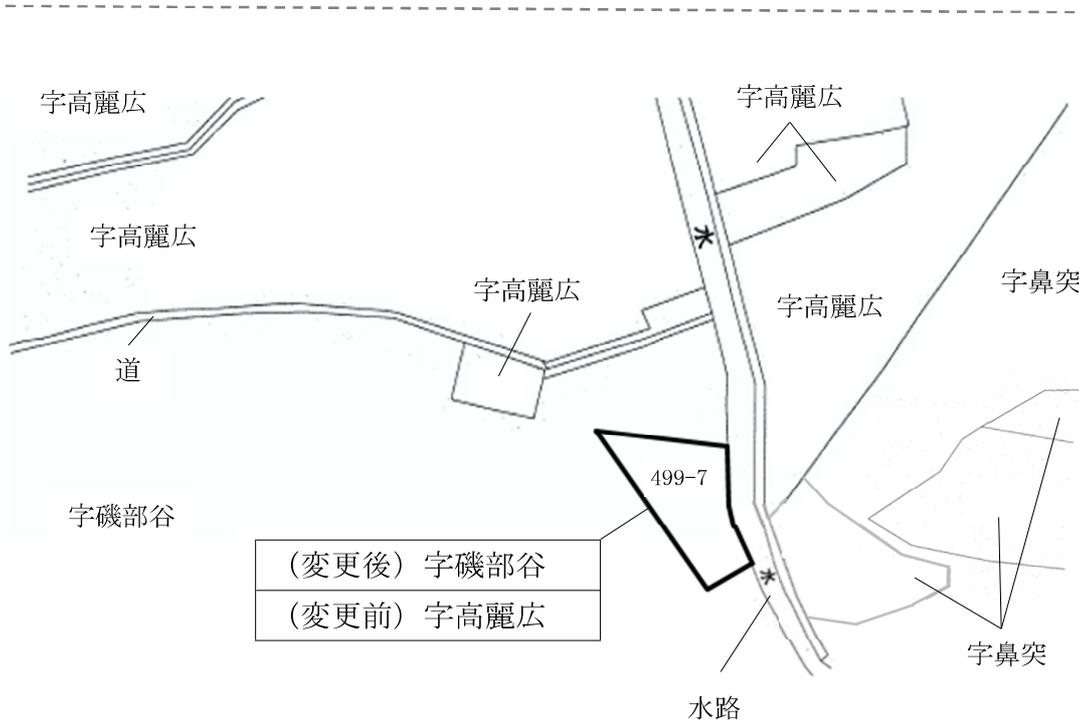
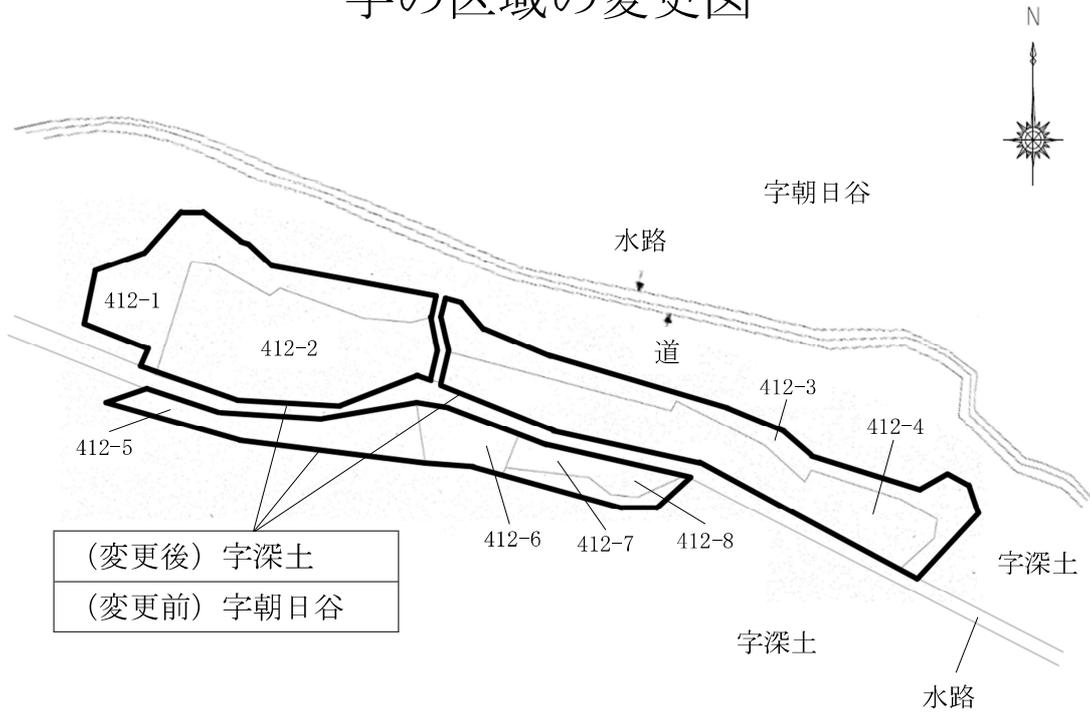
位置図

(参考)



(参考)

字の区域の変更図



凡 例	
	・・・字を変更する区域

報告第 1 号

繰越明許費繰越しの報告について

令和 5 年 7 月 5 日議案第 52 号をもって議決を経た小型動力ポンプ付積載車購入事業、令和 5 年 10 月 10 日議案第 70 号をもって議決を経た排水施設維持事業、令和 5 年 12 月 20 日議案第 101 号をもって議決を経た戸籍住民システム管理経費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、創業支援事業及び林業用施設災害復旧事業、令和 6 年 1 月 19 日付けで補正予算の専決処分を行った物価高騰生活支援給付金支給事業並びに令和 6 年 3 月 15 日議案第 11 号をもって議決を経た水道事業出資金、じん芥収集事業、県営事業負担金、農業用排水路整備事業、農村地域防災減災事業、排水機維持管理経費（機能更新）、水産物供給基盤機能保全事業、地籍調査事業、道路新設改良事業、橋梁維持事業、道路整備事業、中心市街地活性化整備事業、排水施設整備事業、港湾海岸事業、街路整備事業、公園整備事業、新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業（公園費）及び小学校整備事業に係る繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり調製したから報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説 明)

これは、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

令和5年度伊勢市繰越明許費繰越計算書
(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越した主な理由	
					既収入 特定財源	国県支出金	未収入特定財源 地方債	その他		一般 財源
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民システム管理経費	17,956,000	17,956,000	円	15,171,000		円	2,785,000	システム改修に係る国の仕様等が確定しないことから、年度内完了が見込めないもの 令和7年2月
					円	29,140,000			17,850,000	年度を越えて給付金の支給を行うことによるもの 令和6年5月
3 民生費	1 社会福祉費	物産高騰生活支援給付金支給事業	180,000,000	46,990,000						事業主体である水道事業の繰越しに伴うもの 令和7年3月
							76,200,000			ワクチン接種を年度末まで実施したことから、経費精算について年度内完了が見込めないもの 令和6年8月
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金 新型コロナウイルスワクチン接種事業	89,200,000	76,200,000						機器部品の材料不足により、年度内納品が見込めないもの 令和6年6月
						10,516,000			15,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和7年3月
6 農林水産業費	2 清掃費	じん芥収集事業	6,000,000	5,500,000						地元調整に不測の目数を要したこと及び国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和7年3月
									7,076,192	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和7年3月
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金 農業用排水路整備事業	17,105,000	15,115,000						事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和7年3月
									534,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和7年3月
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	92,039,000	65,992,300						国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和7年3月
									120,000	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和7年3月
6 農林水産業費	3 水産業費	排水機維持管理経費(機能更新)	16,700,000	16,034,000						国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和7年3月
									10,000,000	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和7年3月
7 商工費	1 商工費	水産物供給基盤機能保全事業 創業支援事業	72,660,000	72,420,000						年度を越えて実施する創業等に対して補助金を交付することによるもの 令和6年12月
									3,353,000	年度を越えて実施する創業等に対して補助金を交付することによるもの 令和6年7月

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越した主な理由	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国県支出金	地方債	その他		
9 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	98,250,000	98,250,000	69,564,000			28,686,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和7年3月	
		道路新設改良事業	124,419,000	112,907,332	8,576,804	92,300,000		12,030,528	交通規制に伴う地元調整及び用地交渉に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないもの 令和7年3月	
	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	87,000,000	52,352,000	16,341,090	32,300,000		3,710,910	関係機関との工程調整により、発注を遅らせる必要が生じたことから、年度内完了が見込めないもの 令和6年10月	
		道路整備事業	557,181,000	447,259,620	240,034,235	172,500,000		34,725,385	用地交渉及び関係機関との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないもの 令和6年11月	
		中心市街地活性化整備事業	123,190,000	45,715,200	18,125,399	18,400,000		9,189,801	関係機関との協議に不測の日数を要したことから及び国補助金の追加配分により、年度内完了が見込めないもの 令和6年10月	
	3 河川費	排水施設維持事業	99,220,000	87,251,000		78,000,000		9,251,000	資材調達の遅延により、年度内完了が見込めないもの 令和7年2月	
		排水施設整備事業	94,380,000	77,381,403		77,300,000		81,403	工法検討に不測の日数を要し、補償物件等の調査着手が遅延したことから、年度内完了が見込めないもの 令和6年10月	
	4 港湾海岸費	港湾海岸事業	29,600,000	17,764,800		15,900,000		1,864,800	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和7年3月	
		街路整備事業	52,972,000	45,275,713		18,700,000		26,575,713	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和7年3月	
	5 都市計画費	公園整備事業	34,841,000	27,258,500		22,900,000		4,358,500	補正予算成立後の発注及び埋設管移設に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないもの 令和6年7月	
新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業（公園費）		18,738,000	17,008,394		6,300,000	8,504,197	2,204,197	地元交渉に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないもの 令和6年8月		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越した主な理由	
					既取入特定財源	未取入特定財源				一般財源
						国庫支出金	地方債	その他		
10	消防費	1 消防費	23,500,000	21,961,000		15,900,000	6,061,000	モデルチェンジに伴う受注停止があり、後継モデルの受注開始を待っての発注となったことから、年度内完了が見込まないもの 令和6年12月		
11	教育費	2 小学校費	101,745,000	101,745,000	30,780,000	69,900,000	1,065,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込まないもの 令和6年9月		
12	災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	8,000,000	5,410,000	2,946,000	200,000	2,264,000	令和5年10月の大雨により被災し、標置工期の確保ができないことから、年度内完了が見込まないもの 令和6年5月		
計			2,024,696,000	1,540,616,262	512,310,636	830,500,000	189,301,429			

報告第2号

事故繰越しの報告について

伊勢市総合住民情報システム改修業務委託（森林環境税対応）に係る事故繰越し繰越計算書を、別紙のとおり調製したから報告する。

令和6年6月17日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

（説 明）

これは、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、議会に報告するものである。

令和5年度伊勢市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出為額	左の内訳		支出為額	支出負担額	翌年度繰越額	左の財源内訳		繰越した主な理由
				支出済額	支出未済額				既収入特定財源	一般財源	
2	総務費	伊勢市総合住民情報システム改修業務委託 (森林環境税対応)	3,539,250	3,539,250	3,539,250	3,539,250	3,539,250	3,539,250		3,539,250	繰越した主な理由 完成予定年月
		計	3,539,250	3,539,250	3,539,250	3,539,250	3,539,250	3,539,250		3,539,250	システム改修の仕様の確認に係る国からの回答が遅れたことから、年度内完了が見込まないもの 令和6年6月

報告第 3 号

伊勢市水道事業会計予算の繰越しについて

令和 6 年 5 月 17 日水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について

報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説 明)

これは、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告するものである。

令和5年度伊勢市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳						翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	工事負担金	一般会計支出資金	県補助金	損益勘定留保資金	不用額			
1 資本的支出	1 建設改良費	原水施設事業	25,000,000	14,798,000	8,000,000					8,000,000	2,202,000		(水源地更新基本計画策定) ・設計条件の検討に不測の日数を要したため。	
		配水及び給水施設事業	1,156,355,840	664,523,441	412,700,000	92,200,000	58,550,000	29,700,000	53,250,000	179,000,000	79,132,399		(配水管布設費) ・国1次補正による対応となったため。 ・下水道工事等との工程調整に不測の日数を要したため。	
		老朽管更新事業	584,084,160	364,665,831	154,300,000	97,800,000		46,500,000			10,000,000	65,118,329		(配水管布設費) ・掘水により、緊急に対応する必要があったため。 ・下水道工事等との工程調整に不測の日数を要したため。
		計	1,765,440,000	1,043,987,272	575,000,000	190,000,000	58,550,000	76,200,000	53,250,000	197,000,000	146,452,728			

報告第4号

伊勢市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和6年5月17日下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画につい

て報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説 明)

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告
するものである。

令和5年度伊勢市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金					
1	資本的支出	1 建設改良費											
				1,519,600,000	1,036,000,000	483,600,000	217,600,000	241,800,000	24,200,000			(下水道管布設) ・水道事業者及びガス事業者との移設協議に不測の日数を要したため。 ・工事の重複による交通規制を避けるよう工程調整を行ったため。	
				577,403,311	366,939,048	208,077,000	192,800,000		15,277,000	2,387,263			
				75,609,000	64,609,000	11,000,000	4,900,000	5,500,000	600,000				(マンホールポンプ場電気設備更新) ・半導体不足により、機器調達に不測の日数を要したため。
				23,050,400	21,840,400	1,210,000	1,100,000		110,000				
				3,917,000	2,013,220	300,000			300,000		1,603,780		(下水道管布設) ・多岐の新築工事との重複を避けるよう、工程調整を行ったため。
				256,547,000	240,447,000	16,100,000	8,050,000	8,050,000					(ポンプ場ポンプ増設) ・半導体不足により、機器調達に不測の日数を要したため。
				220,950,600	101,450,600	119,500,000	59,750,000	59,750,000					(ポンプ場機械設備及び電気設備更新工事委託) ・工事委託先での入札の不測に伴い、仕様の見直しに不測の日数を要したため。 (ポンプ場電気設備耐水化対策) ・高圧電線等の不足により、資材調達に不測の日数を要したため。
				66,167,989	33,155,569	12,000,000	12,000,000	12,000,000			21,012,420		(ポンプ場電気設備耐水化対策) ・高圧電線等の不足により、資材調達に不測の日数を要したため。
				283,046,000	96,833,000	186,213,000	185,400,000		813,000				(県営事業地元負担金) ・事業主体である三重県の流域下水道工事が繰り越したため。
				3,026,291,300	1,963,287,837	1,038,000,000	681,600,000	315,100,000	41,300,000		25,003,463		
					計								